

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休息日に
当たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 町等の区域の変更(市町村振興課)

被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)

被爆者一般疾病医療機関の所在地の変更(〃)

保険医療機関等の指定(保険課)

土地改良事業の認可(農村整備課)

開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)

◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集

◇ 公 告 行政書士試験の合格者(市町村振興課)

告 示

鳥取県告示第二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥

取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、平成九年一月十七日からその効力を生ずる。

平成九年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	面影一丁目	面影一丁目全域
同上の区域(平成八年十一月十一日現在の地番による。)	面影一丁目全域	面影一丁目全域
大杵字上土居	大杵字上土居の一、一の五から一の三八まで、一の四〇から一の四四まで、五八四の五、五八四の六	大杵字上土居の一、一の五から一の三八まで、一の四〇から一の四四まで、五八四の五、五八四の六以外の区域
大杵字堤谷	大杵字堤谷のうち三五八の三二から三五八の三五まで、五五五の一から五五五の一九まで、五五八の一六、五五八の四三、五五八の四四、五六〇の五、五六〇の三八、五六一の七、五六一の二二、五六一の一四、五六一の一五、五六一の二〇、五六一の三二以外の区域	大杵字堤谷のうち三五八の三二から三五八の三五まで、五五五の一から五五五の一九まで、五五八の一六、五五八の四三、五五八の四四、五六〇の五、五六〇の三八、五六一の七、五六一の二二、五六一の一四、五六一の一五、五六一の二〇、五六一の三二以外の区域

鳥取県告示第二十二号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成七年厚生省令第三十三号)第二十五条にお

いて準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成九年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
くらさと歯科医院	米子市皆生新田二丁目一―一五	平成八年十一月一日
大月歯科医院	倉吉市上井三三三―一六	平成九年一月一日
上後藤薬局有限公司	米子市上後藤二丁目一―一一	平成八年十二月一日
訪問看護ステーションまごころ	米子市河崎五八四―四	〃
せいきよう訪問看護ステーションあおぞら	気高郡鹿野町大字今市六三―一	〃

鳥取県告示第二十三号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関から指定辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十八条第二項の規定により告示する。

平成九年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
大月歯科医院	倉吉市上井三三三―一六	平成八年十二月三十一日

鳥取県告示第二十四号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十七条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十五条において準用する同令第十七条第二項の規定により告示する。

平成九年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
米子市上福原五丁目二―一六五 医療法人社団 戸口田整形外科医院	所在地	米子市上福原一五九四	米子市上福原五丁目二―一六五	平成八年十一月一日
八頭郡八東町大字才代一五八―一五 医療法人社団 尾崎医院	〃	八頭郡八東町大字才代二八一	八頭郡八東町大字才代一五八―一五	平成八年十二月二十四日
米子市久米町四〇―一三 サンマリタン耳鼻咽喉科医院	〃	米子市久米町三二―一三	米子市久米町四〇―一三	平成九年一月四日

鳥取県告示第二十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町一五〇	平成八年 十二月二十日
大山町国民健康保険大山寺診療所	西伯郡大山町大山一四五―四	平成八年 十二月二十一日
安達医院	米子市両三柳二〇四八	平成八年 十二月二十四日
三朝町国民健康保険 竹田診療所	東伯郡三朝町大字穴鴨一六八	平成八年 十二月二十五日
百村眼科医院	鳥取市上町一八一五	平成九年一月一日
岡空医院	米子市米花町一丁目二五	〃
ミオ・ファティリティ・ク リニックみお産婦人科	米子市車尾三一一―二	〃
医療法人社団矢島医院	境港市新屋町一三三二九―一	〃
医療法人社団荒木医院	境港市明治町一八九―一	〃
西本医院	八頭郡船岡町大字見槻中一五三―一〇	〃
医療法人社団小谷医院	西伯郡名和町大字御来屋二四三―一	〃
清水歯科医院	鳥取市賀露町一〇五八	〃
安田歯科医院	米子市朝日町五	〃
医療法人社団いえはら歯科	米子市河崎五七五―一	〃
医療法人社団知真会ナガタ歯科	米子市米原四丁目三―三三	〃
医療法人社団鈴木歯科医院	米子市加茂町一丁目三二	〃

医療法人陽和会 歯科ノサカクリニック	米子市西福原八丁目一〇―四三	〃
医療法人清水歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三五―二	〃
明石歯科診療所	西伯郡名和町大字御来屋一三三―四	〃
有限会社山田薬局	鳥取市田園町四丁目三八五	平成九年一月四日
あすか薬局	西伯郡岸本町吉長五八一―一	平成九年一月五日

鳥取県告示第二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（一般農道整備事業土下地区農道整備）を平成九年一月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成九年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十一月二十八日 鳥取県指令倉土維十第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字田後字狐塚、蔵免及び二ノ狐塚
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市山根五八二一
株式会社味想

代表取締役 瀬尾 哲志

鳥取県告示第二十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年五月二日 鳥取県指令米土維十四第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字中間字坂ノ下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都稲城市東長沼二〇一一

ヤマモトキョーソー株式会社

代表取締役 山本 純一

鳥取県告示第二十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年九月十二日 鳥取県指令倉土維十五第五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市西倉吉町字鴨川

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市西町二七一五

田中住研

代表者 田中 俱久

鳥取県告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画
事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第
一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道

三 事業施工期間

昭和五十二年三月一日から平成十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 倉吉市清谷、清谷町一丁目、清谷町二丁目、清谷字大樋口及び字
 淵ノ上、鴨川町字砂畑及び字下屋敷、小田東字下河原、下古川字中
 道木、字砂子、字稻荷、字上前田、字井出向、字宮ノ下、字西屋敷、
 字下前田及び字八反縄手、井出畑字城ノ内、字上通、字上手通、字
 寺ノ上ミ手、字下モ手、字下手通、字南屋敷、字前畑及び字若宮、
 新田字土手下通、字東通、字中筋通り、字西通り、字荒神木、字高
 見、字天王、字屋敷及び字東中渡り、中江字大五輪、字側、字四ツ
 五輪、字番付、字藪サ、字四条、字南屋敷、字出口、字中屋敷、字
 下屋敷、字佃、字土手下及び字前田、大塚字上川、字土手下、字上
 屋敷、字中屋敷、字下屋敷、字背戸、字塚ノ前及び字中島並びに穴
 窪字城ノ内、字天王、字屋鋪、字損亡、字木ノ庄、字前田、字下ノ
 前及び鳥森

2 変更する部分 倉吉市清谷字四反田及び字興三治
 使用する部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

平成九年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成九年一月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一日時 平成九年一月二十四日(金) 午後四時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室

三 議題 (一)不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について

(二)平成八年度市町村選挙啓発担当者研修会の開催について

公 告

平成8年10月27日に実施した平成8年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

平成9年1月17日

鳥取県知事 西 尾 田 次

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
5	岸 本 雅 好	16	細 砂 博 子
30	豊 田 哲 彦	33	小 林 恵 子
43	温 湯 良 浩	45	平 岡 尚 晃
80	大 畑 知 浩	86	門 脇 歳 金
111	松 尾 大 介		